

## 第6回 湯梨浜町農業委員会総会議事録

開催年月日	令和3年9月14日(火)午後3時00分			
開催場所	湯梨浜町役場別館 講堂			
出席委員(12名)	1番 山下 和子 委員	2番 蔵本 孝広 委員	3番 横川 力 委員	4番 山上 真治 委員
	5番 長谷川 誠一 委員	6番 谷岡 貞幸 委員	7番 山本 美代子 委員	8番 土海 政信 委員
	9番 清水 武敏 委員	10番 尾川 寛信 委員	11番 山田 隆雄 委員	12番 下田 健一 委員
欠席委員(0名)				
推進委員(8名)	13番 徳岡 正裕 推進委員	14番 河井 勝重 推進委員	15番 山下 昇 推進委員	16番 井坂 正昭 推進委員
	17番 山本 正義 推進委員	18番 岡本 章 推進委員	19番 中村 博 推進委員	20番 倉本 哲男 推進委員
欠席推進委員(0名)				
職務のため出席した職員	事務局長 藤井 貞宣 副主幹 中村 武史			
提案議案	第22号議案 農地法第3条の規定による許可申請について 第23号議案 非農地の現況証明について			
報告事項	第1号 公共事業の施行に伴う農地転用報告について 第2号 認定電気通信事業者が行う中継施設等の設置に係る事業計画について			

日 程	発 言 者	発 言 の 要 旨
1 開会	事務局  会長 事務局        会長（議長）	<p>ただ今より、令和3年度第6回農業委員会の定例総会を開催します。</p> <p>開催にあたりまして長谷川会長からごあいさつを頂きます。お願いします。</p> <p>長谷川会長あいさつ（中略）</p> <p>ありがとうございました。それでは、本日の出席者報告を致します。農業委員の現員数12人に対して、ただ今の出席委員は、12人です。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、出席委員が定足数に達しておりますので本総会が成立することをご報告致します。</p> <p>次に会議の議長ですが、湯梨浜町農業委員会会議規則第4条第1項の規定により、会長が議長となります。では進行をお願い致します。</p> <p>それでは進行致します。本日の議事日程でございますが、今、事務局長から説明がございました様に、既に皆さん方のお手元に配布のとおりでございます。</p> <p>次に会期の決定を致します。お諮りを致します。令和3年度第6回湯梨浜町農業委員会定例総会の会期は令和3年9月14日、本日1日限りとしたいと思います。これにご異議はございませんか。</p> <p>（はい。の声。）</p> <p>はい。ご異議なしと云うことでございます。従いまして本総会の会期は、本日1日限りと云う風にさせていただきます。</p>
2 議事録署名委員の指名	（議長）	<p>次に日程は2番「議事録署名委員の指名」についてを議題と致します。お諮りを致します。本案件につきましては、湯梨浜町農業委員会会議規則第23条第2項の規定により、議長において指名することにご異議はございませんか。</p> <p>（はい。の声。）</p> <p>ご異議なしと認めます。それでは議事録署名委員は10番の尾川寛信委員、そして1番の山下和子委員、両名の方を指名致します。なお会議書記におきましては、事務局の方へお願いを致します。</p>
3 報告事項 第1号	（議長）	<p>次に日程3番、報告事項に入ります。報告事項第1号「公共事業の施行に伴う農地転用報告について」、このことについて説明してください。</p>

<p>公共事業の施行に伴う農地転用報告について</p>	<p>事務局</p>	<p>報告事項 第 1 号「公共事業の施行に伴う農地転用報告について」を説明します。</p> <p>次のとおり、公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書が提出されたので、本委員会に報告するものです。</p> <p>(資料は、資料 1 の 1 頁から 3 頁)</p> <p>番号 1 届出人は、東伯郡琴浦町 有限会社●●。土地の所在、大字久見——。地目は畑、面積は 1,296 m<sup>2</sup>であります。土地所有者は、議案書記載のとおりでございます。</p> <p>附記ですが、所管課は鳥取県中部総合事務所県土整備局 道路都市課。工事名は、県道東郷羽合線(藤津工区)歩道設置工事(交付金交安)。</p> <p>転用目的は、工事資材置場。土砂ですとか建設資材ですね。そして現場事務所、並びに仮設トイレと云う事で届出を頂いております。</p> <p>なお工期は、令和 3 年 8 月 20 日から令和 4 年 1 月 12 日までと云う事になっております。</p> <p>別添配布資料 1 をお願いしますが、まず、1 頁目が借地箇所位置図として、青色で借地の位置、赤色で施工位置が示してあります。それから頁をめくって頂き 2 頁目が公図。それから 3 頁目が仮設配置図として土地利用計画図と云う事になりますね。これら、それぞれ届出人から提出されております。説明は以上です。</p>
<p>第 2 号 認定電気通信事業者が行う中継施設等の設置に係る事業計画について</p>	<p>議長 事務局</p>	<p>はい。次に報告事項第 2 号「認定電気通信事業者が行う中継施設等の設置に係る事業計画」。それではこのことについて説明してください。</p> <p>報告事項 第 2 号「認定電気通信事業者が行う中継施設等の設置に係る事業計画について」を説明します。</p> <p>次のとおり、農地法第 4 条第 1 項第 9 号及び同法施行規則第 29 条第 16 号に規定する中継施設等の設置に係る事業計画について、鳥取県中部総合事務所長から通知があったので、報告するものです。</p> <p>(資料は資料 1 4 頁から 8 頁)</p> <p>番号 1 届出人 東京都世田谷区 ●●株式会社。土地の所在 大字宮内——。地目は畑で、面積 270 m<sup>2</sup>の内 1 m<sup>2</sup>を使用するものでありまして、土地所有者は議案書記載のとおりであります。</p> <p>附記につきましてですけれども、コンクリート柱の携帯電話無線基地局を設置するもので、工期は令和 3 年 8 月 1 日から 9 月 30 日までであります。</p>

<p>4 議事 議案第 22 号</p>	<p>議長</p> <p>山田委員 議長 山田委員</p> <p>議長 事務局</p> <p>山田委員 議長 山田委員 議長</p> <p>(議長)</p>	<p>別添資料 1 の 4 頁目をお願い致します。4 頁目が公図、5 頁目が施設設置場所の位置図。それから 6 頁目が設置の平面図。判りますかね。赤いやつが設置するもの。それから 7 頁目が立面図ですね。そして 8 頁目が建設後のイメージ、合成図でございます。写真に電信柱みたいなアンテナが建っているのがご覧頂けるかと思えます。こう云う風になりますよと云うイメージ図です。こちらが届出書の方に添付されていたものとなります。</p> <p>説明は以上です。</p> <p>はい。以上で報告事項の説明が終わりました。なお、この説明につきましては報告事項でございますので、皆様にはご承認を頂きます。しかし皆さんの方から、もしお尋ねがございましたら、どうぞ挙手の上発言をして頂きたいと云う風に思います。どうぞ。</p> <p>お尋ねはございますか。</p> <p>はい。</p> <p>どうぞ。山田委員、どうぞ発言してください。</p> <p>報告事項の第 1 号なんですけど。藤津の工事に、土砂置場を久見の方について云う事に。こんな遠い所で。何でこんな遠い所になったんでしょう。</p> <p>それでは説明をどうぞ。</p> <p>はい。特に業者の方から説明は無かったんですけども、置き場所を探していたんですけども、その建設事業者の知り合いの伝手で紹介を受けたのが、この度報告のあった場所であったと云う事であります。単純にそう云う話で伺っております。</p> <p>だから、工事の施工場所に近い所って云うのが、無かったと云う事なんだろうと云う風に解釈をしておりますけれども。そう云う事です。</p> <p>はい。分かりました。</p> <p>山田委員、よろしいですか。</p> <p>はい。</p> <p>それでは、その他にお尋ねはございますか。どうぞ、挙手をして発言をしてください。</p> <p>それでは無い様でございますので、以上で報告事項を終わります。</p> <p>次に日程 4 番、議事に移ります。議案第 22 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題と致します。</p>
--------------------------	--	---



	事務局	<p>のとおり可とすることに決定を致します。</p> <p>それでは、退席をしている尾川委員に席について頂きます。</p> <p>(尾川寛信委員 着席)</p> <p>それでは審議を続行致します。次に議案第 22 号の、整理番号 3 以外の案件を審議を致します。それでは説明してください。</p> <p>はい。それでは整理番号 1 番と 2 番について説明致します。</p> <p>番号 1 譲受人は、漆原●●。譲渡人は、北福●●。土地の所在 大字漆原——。地目は台帳・現況とも田、利用状況は田。面積が 923 m<sup>2</sup>。権利取得後の経営面積は 204 アールで、売買による所有権移転でございます。</p> <p>番号 2 譲受人は、上浅津●●。譲渡人は、上浅津●●。土地の所在 大字上浅津——。地目は台帳・現況とも田、利用状況は田。面積は 93 m<sup>2</sup>であります。権利取得後の経営面積は 105 アールで、売買による所有権移転でございます。</p> <p>以上、申請につきましては農地法の下限面積を満たすものであり、労働力の状況、通作距離などをみても問題がないことから、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件を満たしているものと考えます。以上であります。</p>
	議長	<p>はい。それでは説明が終わりました。委員の方からですね、もし補足説明をしたいと云う方がございましたらどうぞ。</p>
	徳岡推進委員	<p>ございませんか。それでは質疑を行います。皆さんの方から質疑はございますか。はい、徳岡推進委員どうぞ発言してください。</p> <p>失礼します。この土地には限らないんですけども、農業委員会の会をしていてですね、この頃まあ、私も役員をさせて頂いている関係からですね。この頃土地の値段はナンボくらいだと言う事を聞かれるんですよ。場所や地域によって違うんでしょうけども、売買で成立する場合はですね、平米当たりか 1 反当たりか分かりませんが、どれくらいの値段で取引されたって云う事のご教授は頂けないのでしょうか。</p> <p>聞かれる場合があつてですね。「分からんわいな。売れた値段だわいな。」てな話をしてるんですけども。大体、売れた土地が分かればですね、参考資料にはなると思いますので。</p> <p>農業委員さん推進委員さん共々ですね、個人的にお話することがあると思いますので。相場が</p>

	<p>議長 事務局</p>	<p>分かれば大変プラスになるのになと思っておりますので。もし教えて貰えるものならですね、教えて頂きたいと思います。</p> <p>はい。それではただ今の質問、土地の相場価格とか、そう云った風な意味合いでございますが、参考にしたいと云う事でございます。説明が出来る範囲内で結構でございます。</p> <p>まず、この度の申請のあったやつ売買の関係。価格を具体的に申し上げますと。まずですね、番号1につきましては1反当たり——円と云う事でさせていただきます。</p> <p>それから番号2の方なんですけれども、申請書に書いてある金額がそう云う風に書いてあると云う事です。番号2につきましては、——円と云う風に書いてあるんですけども。多分これは総額で——円なんだろうと云う風に思います。98㎡です。面積が小っちゃいと、あれです。</p> <p>それで、所謂相場感。相場の感覚って云うのは、大体1反当たり——円から——円位な感じなんですよ、町内何処でも。ただ、一件一件こうやって当たって見るとなかなか難しい面があって。と云うのが、小っちゃい面積ですと、やっぱり色を付けて払ってあげないと悪いかなど。買いな方はね。って思いなる所もあるし。なかなか、1,000㎡、1,500㎡の。まあ1反2反とかと云う農地の買って、そうそう無いものですから。「小っちゃいの要らんから貰ってもらえんのだろうか。」って云う風な話になると、結果的には1,000㎡、1反当たりの金額にすると高くなったりすることもある場合もありますのでね。何とも言えないんですけども。</p> <p>ですので、そうですね。例えば年度で集計するか、或いは暦年で集計した際に、皆さんにお示しをすると云うやり方が妥当かなと。1件1件で当たるよりは、年間でどれ位の取引があったかと云うのをご覧頂ける方が、何となく相場感と云うのは掴み易いかなと思いますので、その様にちょっと、させて頂きましょうかね。</p> <p>ですので、12月あたりに暦年の1年分をちょっと、売買のあったやつを一覧表にさせて頂くなりと云う事で、対応させて頂こうかなと思いますのでご了承下さい。よろしくお願い致します。</p> <p>議長 徳岡推進委員 議長</p> <p>はい。徳岡推進委員、良いですか。</p> <p>はい。ありがとうございます。</p> <p>その他にお尋ねはございますか。ございませんか。それでは申し上げますが、立場上知り得る</p>
--	-------------------	---

<p>議案第 23 号 非農地の現況証明について</p>	<p>(議長)  事務局</p>	<p>情報につきましては、守秘義務がございます。十分にその辺りはご理解頂きたいと云う風に思います。</p> <p>その他にはございませんか、お尋ねは。はい。それでは質疑はなしと云う事で、これで、この時間を持ちまして質疑を終結致します。</p> <p>採決を行います。議案第 22 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」の整理番号 3 番以外の決定についてでございますが、原案のとおり認めることに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>《全員挙手》</p> <p>はい。全員が挙手でございます。よって議案第 22 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」につきましては、原案のとおり可決を致しました。</p> <p>次に、議案第 23 号「非農地の現況証明について」を議題と致します。それでは説明してください。</p> <p>議案第 23 号「非農地の現況証明について」を説明します。</p> <p>次のとおり、農地法第 2 条第 1 項に規定する農地以外のものである証明願の提出があったので、同法の適用を受けない土地であることの証明を交付することについて、本委員会の議決を求めるものです。</p> <p>(資料は 5-1 頁、資料 1 の 9 頁)</p> <p>番号 1 申請人は下浅津●●。土地の所在 大字長江——。地目は台帳 畑、現況 公衆用道路、面積は 7.14 m<sup>2</sup>。こちらは、平成元年から宅地への進路として利用されているものでございます。</p> <p>議案書、頁をめくって頂き 5-1 が航空写真による位置図です。それから現地の写真は資料 1、別添資料 1 の 9 頁をご覧ください。赤く塗っておる場所が、この度の申請地であります。道路敷きと水路敷きがありますので、アスファルトだけじゃなくて真砂土の所も、元々の道路の土地があるものですから、こう云う風な三角形と云う事になりますのでご承知ください。</p> <p>続いて、議案書戻って頂きまして。</p> <p>(資料は 5-2 頁、資料 1 の 10 頁)</p> <p>番号 2 申請人は橋津●●。土地の所在 大字橋津——。地目は台帳 畑、現況 雑種地、面積は 85 m<sup>2</sup>。こちらは、昭和 30 年頃に豚舎、豚小屋を建築し養豚をしていましたけども、養豚を廃業以降も建物を使用していたと云う事でした。しかしながら今年の 5 月にそれを、建物を取り壊</p>
----------------------------------	--------------------------	--

		<p>し駐車場となっていると云うものであります。</p> <p>そしてもう一筆、大字橋津——。地目は台帳 畑、現況 雑種地、面積は 91 m<sup>2</sup>。こちらは、昭和 30 年頃に農具舎を建築し使用していたものですが、今年の 5 月に先ほどの建物と同時に取り壊して、一部が駐車場となっていると云うものであります。</p> <p>本冊、頁をめくって頂き 5-2 が航空写真による位置図で、現地の写真が資料 1 の 10 頁でございます。一応、青い字で地番を書いておりますけれども。そう云う事で、字は違いますけれども隣り合わせの土地でございます。</p> <p>そして本冊に戻って頂きまして、整理番号 3 番ですね。</p> <p>(資料は 5-3 頁、資料 1 の 11 頁)</p> <p>番号 3 申請人は京都市山科区●●。土地の所在 大字龍島——。地目は台帳 田、現況 原野、面積は 377 m<sup>2</sup>。</p> <p>もう一筆、大字龍島——。地目は台帳 田、現況 原野、面積は 340 m<sup>2</sup>。</p> <p>何れも、昭和 53 年に相続したものです。所有者は県外に居住していることから長年耕作しておらず、原野化しているものであります。</p> <p>頁をめくって頂き 5-3 が航空写真による位置図でございまして。写真が古いんですけども、今は龍島のコンビニエンスストアが建ってる道の反対側と云う位置でございます。そして、現地の写真は資料 1 最後の頁、11 頁でございます。説明は以上です。</p> <p>議長 はい。以上で議案第 23 号についての説明を終わります。引き続き現地確認委員による調査報告をして頂きます。</p> <p>谷岡委員 それでは番号 1 の案件を 6 番の谷岡貞幸委員より現地確認の報告をして頂きます。お願いをします。</p> <p>はい。座ったままで失礼します。本日午後 1 時半より、長谷川会長、土海職務代理、山上委員、山本推進委員と私と、事務局 2 名の 7 名で現地確認に行きまして。</p> <p>番号 1 の長江の件でありますけども、場所は 5-1 で。これ、右から左に抜ける羽合に行く道ですけど。この右上のまっすぐな所の上が湯梨浜中学校です。</p> <p>それで、現場は資料 1 の 9 頁です。事務局も言いましたが、30 年以上、宅地への進入路で利用されているとの事ですので、これは非農地として認めても良いと考えます。以上です。</p>
--	--	--

<p>議長</p> <p>山上委員</p>	<p>議長</p> <p>山上委員</p>	<p>はい。次に番号 2 番の案件を 4 番の山上真治委員より、現地確認の報告をして頂きます。お願いします。</p> <p>はい。整理番号 2 番、橋津の現地に行って参りました。5-2 の航空写真の位置なんですけども、ちょっと判り辛いですが、橋津の、隣に●●寺と云うお寺がございます。別冊の方、10 頁。これが現地の写真でございます。</p> <p>上段の方に、養豚の小屋があったと見受けられます。そしてそれが昭和 30 年頃から続いていたものを、今年の 5 月に取り壊しています。そして一段下の農具舎があった所が、碎石がひいてあり、一部駐車場として現在使われております。</p> <p>現在こちらの方は、農地に復元する事が困難な状況と考えられますので、非農地として認めることに問題はないと考えております。以上です。</p>
<p>議長</p> <p>山本正義推進委員</p>	<p>議長</p> <p>山本正義推進委員</p>	<p>はい。次に番号 3 の案件でございますが、この案件を 17 番の山本正義推進委員より、現地確認の報告をして頂きます。</p> <p>すみません。先ほど言われました 5 名で現地確認に行って参りました。</p> <p>この別添資料の 11 頁を見てください。地主さんは現在京都の方に行っておられますので、おられないです。20 年以上も何も作っておられません。農地に、元に戻す事は困難ではないかと云う事で、非農地として認めることに問題はないと考えます。以上です。</p>
<p>議長</p> <p>横川委員</p> <p>事務局</p>	<p>議長</p> <p>横川委員</p> <p>事務局</p>	<p>はい。それでは以上で現地確認委員による報告を、これを持ちまして終わらせて頂きます。</p> <p>それではただ今より一括して質疑を受け付けます。皆さんの方から質疑はございますか。</p> <p>はい。横川委員、どうぞ発言してください。</p> <p>すみません、3 番の横川です。整理番号 1 番の地目が現況は公衆用道路となっております。この公衆用道路、前も多分誰かが聞かれたかもしれませんが、どの様なものかと云うのを、今一度教えて頂きたいです。</p> <p>はい。それでは公衆用道路としての定義を、それでは説明してください。</p> <p>はい。公衆用道路の定義。すみません、まず、正式な事は自分は存じ上げないので、そこは地籍調査班に聞きました。</p> <p>道って、登記地目ってなんって言うのかって事になると、公衆用道路ってのが登記上は正しい名称ですよと云う事で。ですから通常の道ですよ。皆さんが通るための道。車道もそうですけ</p>

	<p>横川委員 議長 横川委員 議長 山田委員 議長 事務局</p> <p>山田委員 議長 山田委員</p> <p>議長 事務局</p> <p>議長 事務局</p>	<p>ども歩道もやっぱり公衆用道路、歩道もね。人が通るだけの道も道。と云う事で。ただ、多分、所謂昔ながらの国有、国の土地としての赤線。赤線とはまたちょっと違うんじゃないかなと思うんですけども。赤線と云うのは、古より代々、そこが人が通る道と云う事でなっている国の土地と云うものになりますから、赤線は。そう云うのとは、またちょっと違うんですけども。通常のその、車が通る道、或いは歩道だとかって云うものを公衆用道路と云う風に呼んでおると云う事で、地籍調査班からは聞いております。以上です。</p> <p>はい。ありがとうございます。</p> <p>横川委員、今の説明でよろしいですか。</p> <p>はい。</p> <p>その他にお尋ねは。はい。山田委員どうぞ。</p> <p>今の質問なんですけど、そうしますと登記は個人名義のままの、ですね。</p> <p>はい、それでは説明を。</p> <p>はい。ご推察とのおり、登記地目は変わるんですけども、登記名義は変更はなくて。今の、申請者の方の登記、名義はそのままです。あくまで、登記の地目が変わるだけ。そう云う事です。</p> <p>はいはい、えーっと。</p> <p>どうぞ。引き続きどうぞ。</p> <p>これは、誰もが通るのではないと見受けられるんですけど。宅地への進入路と云う事で。にもかかわらず、公衆用道路になるんでしょうか。</p> <p>はい。説明を。</p> <p>はい。厳密に言うとやはり、ここの土地って言うのは、建物の敷地ではないですよ。ここのお家が建っている場所と、それから進入路って言うのが一体のものであります。</p> <p>ちょっとね、農地転用をした上で家は建ってると思うんですけども。そこは調査をしております。調べれば分かることだと思いますけども、恐らくと云う事で。良いですか、恐らくの話をさせていただきますけども。</p> <p>どうぞ。</p> <p>お家を建てる農地転用をする際にですね、ここの今、非農地証明願いの出ている場所も含めて農地転用として申請がなされていたと思われまして。</p>
--	--	---

	<p>議長</p> <p>山田委員</p> <p>議長</p>	<p>なぜかと言いますと、東郷地域は都市計画区域内にありますから、家を建てる際、建築基準法の件をクリアしなくちゃいけません。</p> <p>建物を建てる際には建築基準法上の道路。4m、間口 4m の道路が無いとダメですよとか。大きな道路に接道として最低 2m の幅員の道路が無いとダメですよとかって云う様な、そう云う条件が付いておりますので。</p> <p>もし本当で、この度の申請の出た来た、非農地証明願いの出た来た間口ですね。これが農地転用を合わせて出されてなかったとすると、そもそも接道が無い話になっちゃうので建物が建てられませんから。恐らく一体のものとして農地転用の申請がなされてたと思うんですけども。建物の建ってる、申請地の所の黒い屋根の建物、建ってますけども。そこの建物は地目が変わってますが、進入路の所は地目変更をし忘れてたって云う状況であろうと云う風に、容易に推察が出来ますので。まずはそう云う事で、この度非農地、改めてちょっと、したって云う事なんですけども。</p> <p>元々、とにかく通路として使用せざるを得ないと云う事で。お家の敷地、庭と云う位置付けではなくて出入りするための道と云う事で。まず、道と云う考え方がまずあって。なぜ公衆用道路かと言うと、専らこれ、道としてしか利用が出来ませんので。道以外の使用って云うのは考えられませんから、場所としても。</p> <p>それで、そうなる農業者委員会としての非農地の現況の地目を設定と言いますか、認定するにあたっては公衆用道路、道としての認定と云うのが一番適当ではなかろうかと云う事で、公衆用道路と云う地目を選定をしております。</p> <p>それで、不特定多数が使っても全然問題がない道と云う事になります。</p> <p>山田委員、よろしいですか。</p> <p>はい。何となく。良いです。ありがとうございました。</p> <p>はい。公衆用道路と云うのは所謂、まあ、寄附採納だと言ってもいいくらいな事で。第三者が使われても結構なんだと云う事なんです。</p> <p>けども、その前に駐車してもらったりするとお家の方、困りますんで。ですからこうやってすれ違う時なんかは、そこを使って頂いたりする。それで結構と、云う形でございました。</p> <p>その他にお尋ねはございますか。それでは無い様でございます。これで質疑を終結し、それでは採決を行います。議案第 23 号「非農地の現況証明」に対する可否決定について、原案のとおり</p>
--	---------------------------------	--

5 その他	(議長) 事務局	<p>り可とすることに賛成の委員の方、挙手をお願い致します。</p> <p>《全員挙手》</p> <p>全員が挙手であります。よって議案第 23 号「非農地の現況証明」については、原案のとおり に可決を致しました。</p> <p>可決を致しました。これ、意見決定じゃないです。もう決まったんです。お分りですね、はい。 以上で議事は終結致します。終わります。</p> <p>それではその他。(1)「10月定例総会の日程」について。どうぞ説明してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 10月定例総会の日程について 10月8日(金)午後3時から</li> <li>○ 農家相談会について 8月の相談の状況について (当番委員からの報告：谷岡委員、山上委員、徳岡推進委員)</li> <li>○ 部会報告 農政担い手部会 清水武敏部会長から 県外視察研修の実施方針について 農地対策部会 山田隆雄部会長から 園主の病気等による栽培困難となった梨園の引き受け手問題に ついて</li> <li>○ 米の仮渡し価格について 蔵本孝広委員から 米の仮渡し金が安くなった。米作り離れの加速化が危惧される。</li> <li>○ 農業者年金制度の令和4年度改正について</li> </ul>
6 閉会	議長	<p>それでは以上を持ちまして、令和3年度第6回湯梨浜町農業委員会定例総会を、これを持ちま して閉会と致します。どうもご苦勞様でございました。</p> <p>(閉会 午後4時10分)</p>